

BizSTATION API サービス（自社利用）利用規定

(2024年6月19日制定)

第1条 BizSTATION API サービス（自社利用）

1. BizSTATION API サービス（自社利用）とは

BizSTATION API サービス（自社利用）（以下「Biz API サービス（自社利用）」といいます。）とは、BizSTATION の契約者（以下「お客さま」といいます。）が当行に対し、アプリケーションプログラミングインターフェースを用いて BizSTATION の一部機能を利用し、BizSTATION 利用規定に規定された所定の取引、サービス提供の依頼を行い、当行がこれに対応する取引とサービスの提供を行うことをいいます。Biz API サービス（自社利用）の利用にあたっては、本 BizSTATION API サービス（自社利用）利用規定（以下「Biz API（自社利用）利用規定」といいます。）および BizSTATION 利用規定を適用するものとします（BizSTATION 利用規定に規定された「本サービス」に Biz API サービス（自社利用）が含まれるものとします。）。なお、Biz API（自社利用）利用規定と BizSTATION 利用規定が抵触する場合には、Biz API（自社利用）利用規定が優先されるものとします。

2. 使用できる機器

Biz API サービス（自社利用）の利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限ります。Biz API サービス（自社利用）に使用する機器等は、お客さまの負担および責任においてお客さまが準備し、Biz API サービス（自社利用）の利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

3. 対象機能

Biz API サービス（自社利用）の対象機能は、振込申請、残高照会（当日残高、前日残高、前月末残高）、入出金明細照会、振込入金明細照会、総合振込申請、給与賞与振込申請、特別徴収地方税納入申請、受付明細照会（総合振込、給与賞与振込、特別徴収地方税納入）となります。なお、総合振込、給与賞与振込、特別徴収地方税納入機能のご利用については、BizSTATION 利用規定第12条に定める「総合／給与振込サービス」のお申し込みが必要となります。また、Biz API サービス（自社利用）を利用して行われる振込申請に係る資金移動取引は、「サービス指定口座」間のものであるか否かを問わず、「振込」取引とみなして、BizSTATION 利用規定に従い、当行はお客さまから振込手数料および消費税・地方消費税相当額（お客さまが非居住者であるか、また Biz API サービス（自社利用）の提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます。）をいただきます（税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです。）。

4. 利用時間

Biz API サービス（自社利用）の利用時間は当行所定の時間内とします。なお、利用時間は取引により異なります。利用時間は変更されることがありますので、当行ウェブサイト上でご確認ください。

5. 利用手数料等

(1) Biz API サービス（自社利用）の利用にあたっては、Biz API サービス（自社利用）利用手数料および消費税をいただきます。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で隨時ご確認ください。この場合、当行は Biz API サービス（自社利用）利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、Biz API サービス（自社利用）についてお客さまから届け出でていただく「代表口座」（以下に定めます。）から当行所定の日に自動的に引落します。利用手数料の引落結果につきましては、所定の期間ウェブサイト上に表示しますので、都度ご確認ください。なお引落口座の残高不足等により、所定の期間内に利用手数料の引落しができなかった場合、ウェブサイト上の

ご確認はできません（Biz API サービス（自社利用）利用手数料および消費税の引落しができなかった場合、当行は引落しができなかった額に相当する金額を代表口座または BizSTATION 利用規定第 6 条第 2 項に定めるサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引落しができるものとします。

- （2）当行は利用手数料、振込手数料および特別徴収地方税納入取引に関する手数料をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。また今後提供するサービスの変更等に伴い Biz API サービス（自社利用）に係わる諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、特段の規定のない限り前号と同様の方法により引落します。

6. 代表口座

お客さまは、当行国内本支店に所在するご本人名義の普通預金口座または当座預金口座（いずれも円預金に限ります。）の一つを、Biz API サービス（自社利用）による取引に主に使用する口座（以下「代表口座」といいます。）として第 2 条に定める「申込書」において届け出るものとします。お客さまが代表口座として届け出た口座のお届出印を、今後発生する Biz API サービス（自社利用）に関する一切の書面による申込、届出、依頼、通知等に使用します。

7. お客さまおよび利用申込者（以下に定めます。）は、第 2 条に定める「申込書」の代表口座お届出印欄に押捺された印鑑を押捺して作成した書面が、Biz API サービス（自社利用）に関するお客さままたは利用申込者の意思を表示したものとみなされることに同意するものとします。
8. 当行が代表口座お届出印と、書面による申込、届出、依頼、通知等に押印された印影とを相当の注意をもって照合し、相違ないものとして認めて取り扱ったうえは、申込、届出、依頼、通知等に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 2 条 利用申込

1. Biz API サービス（自社利用）の利用を申込される方（以下「利用申込者」といいます。）は、Biz API（自社利用）利用規定その他関連諸規定（BizSTATION 利用規定、BizSTATION 取引通知サービス利用規定および BizSTATION 口座振替サービス利用規定を含みます。以下同じです。）の内容をご了承のうえ「BizSTATION API サービス（自社利用）利用申込書兼手数料引落依頼書」（以下「申込書」といいます。）その他の当行所定の必要書類に必要事項を記載して当行に提出するものとします。
2. 利用申込者は、前項に基づく利用申込にあたり、当行所定の方法により、利用するサービスを選択して申し込むものとします。また、当該申込み後に追加・取止めがある場合、当行所定の方法により、当行に届け出るものとします。
3. Biz API サービス（自社利用）は、お客さまが当行所定の接続試験を行い、合格した場合に利用開始日から利用が可能になります。第 1 条第 5 項第 1 号の手数料は当該利用開始日から発生するものとします。
4. 当行は、申込書の記載内容に不備がないこと等の必要事項を確認のうえ、申込を承諾するときは、利用申込者に対し、取引時にお客さま本人であることを確認するために必要なクライアント ID、クライアント・シークレット（クライアント ID とクライアント・シークレットを総称し、以下「API キー」といいます。）、電子証明書取得用パスワードおよびトークン等を記載した説明書類（以下「説明書類」といいます。）をご送付します。承諾通知および説明書類のご送付先は、利用申込者の届出住所（代表口座として届け出た口座の登録住所をいいます。以下同じです。）によるものとします。ただし、当行は、利用申込者のお取引実績、業務内容等を適宜総合的に判断のうえ、Biz API サービス（自社利用）のお申込を承諾しないことがあります。
5. 提出された申込書に不備があった場合には、あらためて申込書の提出をお願いすることがありますが、当初提

出された不備申込書につきましては、当行の判断により、届出住所への返送・廃棄その他適宜の処理をさせていただくことがあります。また、当行所定の申込書用紙に加えられた一切の追加・削除および修正等は無効とし、当行はかかる修正等がないものとして扱います。

6. 当行は、次のいずれかの事由に該当する場合には、Biz API サービス（自社利用）の利用の申込を、当該申込が同一代表口座のものであるか否かにかかわらず、承諾しない（または承諾を撤回する）ことができるものとします。

- (1) Biz API サービス（自社利用）の利用を申込みされる以前に別途すでに Biz API サービス（自社利用）に係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、第6条により準用される BizSTATION 利用規定第19条第5項（当行からの解約）に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて Biz API サービス（自社利用）を利用した事実が認められる場合、またはお客さまが第6条により準用される BizSTATION 利用規定第19条第7項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合
- (2) Biz API サービス（自社利用）の利用を申込みされる以前に別途すでに BizSTATION に係る契約を締結されたことがあるお客さまにおいて、BizSTATION 利用規定第19条第5項（当行からの解約）に基づく解約、手数料回避を目的にしたと思われるサービス利用の取止めまたは解約、その他不正の目的にて BizSTATION を利用した事実が認められる場合、またはお客さまが BizSTATION 利用規定第19条第7項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合

第3条 接続利用者

1. お客さまは、お客さまが利用するサーバ（以下「接続利用者」といいます。）にインターネット・サービス・プロバイダから固定 IP アドレス（以下「接続利用者用 IP アドレス」といいます。）の割当てを受け、これを維持するものとします。
2. お客さまは、Biz API サービス（自社利用）のご契約に際して接続利用者 IP アドレスその他の接続利用者に係る情報を当行所定の手続により届け出るものとします。
3. お届出いただく接続利用者用 IP アドレスの数は、当行所定の数を超えることはできません。
4. お客さまは、届け出ている接続利用者用 IP アドレスその他の接続利用者に関する登録内容の変更については、すみやかに当行所定の手続により届け出るものとします。当行は、当行内の変更登録処理が完了するまでの間、接続利用者または接続利用者に関する登録内容に変更がないものとみなすことができるものとし、万一これによってお客さまに損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。
5. お客さまが接続利用者用 IP アドレスの割当てを受け、これを維持するにあたりインターネット・サービス・プロバイダとの間で必要な手続がある場合には、お客さまの費用と責任でかかる手続を確認および履行するものとします。かかる確認または履行を怠ったことによりお客さまもしくはその顧客または当該インターネット・サービス・プロバイダが損害を被ったとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第4条 本人確認

1. Biz API サービス（自社利用）の利用に際してのお客さまご本人の確認は次に定める方法により行うものとします。
2. お客さまは、説明書類に規定された期間内に、説明書類の説明に従って、Biz API サービス（自社利用）を利用する際ご本人であることを確認するために必要な電子証明書および秘密鍵を取得・生成し、Biz API サービ

ス（自社利用）に使用する機器(以下「本件機器」といいます。)にインストールするものとします。当行は、電子証明書発行業務の全部または一部を当行所定の企業に委託し、その委託にあたり必要な範囲でお客様に関する情報を当該企業に開示できるものとします。また、電子証明書およびトークンにはそれぞれ有効期間があるため、Biz API サービス（自社利用）の利用を継続するためには、有効期間が満了する前に電子証明書およびトークンをそれぞれ更新する必要があります。この場合、お客様は、当行所定の方法で電子証明書およびトークンそれぞれの更新を行ってください。お客様は、Biz API サービス（自社利用）を利用するに際しては本件機器を利用して行うものとし、電子証明書、秘密鍵、トークンをエクスポート（これらの情報の全部又は一部を本件機器以外に複製することをいいます。以下同じです。）できないものとします。

3. Biz API サービス（自社利用）を利用の際、当行は、①当行がお客様から都度提示を受ける電子証明書を解析し、かつ②当行がお客様から API キーを確認のうえ都度提示を受けるトークンを、あらかじめ当行がお客様に交付している API キー、トークンと比較して一致することを確認することにより、本人確認を行います。
4. 当行が前項の方法に従って本人確認をして取引したうえは、API キー、トークン、電子証明書および秘密鍵につき不正使用その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取り扱うものとし、万一これによってお客様に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。API キー、トークン、電子証明書および秘密鍵は、お客様の責任で厳重に管理し、他人に教えたり、紛失・盗難に遭わないよう十分注意するものとします。また、電子証明書および秘密鍵の管理ができなくなる場合は必ず削除を行ってください。
5. API キー、トークン、電子証明書および秘密鍵を破損、紛失、または盗難に遭った場合は、すみやかに当行所定の手続により当行に届け出ると共に、API キー、トークン、電子証明書および秘密鍵の再発行を受けてください。この届出に対し、当行は Biz API サービス（自社利用）の利用停止等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き当行は責任を負いません。

第5条 その他免責事項

1. Biz API サービス（自社利用）に関する技術上の理由または当行の業務上の理由もしくはセキュリティ、保守等の理由に基づき、お客様に事前に通知することなく、Biz API サービス（自社利用）の全部または一部が一時的に制限、停止されることがあります。
2. 本項に記載のない事項については、BizSTATION 利用規定第18条（免責事項等）を適用または準用するものとします。
3. 前2号により生じた損害については、当行は責任を負いません。

第6条 解約等

1. 解約

Biz API サービス（自社利用）の解約は当事者の一方の都合でいつでも解約できるものとします。Biz API サービス（自社利用）の契約が解約された場合は、Biz API サービス（自社利用）で発行されたトークン等は無効となります。

2. お客様による解約

お客様による解約の場合は、当行所定の「BizSTATION API サービス（自社利用）解約届」等に必要事項を記載して提出することにより、解約の手続をとるものとします。

3. 本項に記載のない事項については、BizSTATION 利用規定第19条（解約等）を適用または準用するものとします。

第7条 関係規定の適用・準用

Biz API（自社利用）利用規定およびBizSTATION利用規定に明文の定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

第8条 サービス内容または規定の変更

1. 当行はBiz APIサービス（自社利用）またはBiz API（自社利用）利用規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客様に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。
2. Biz API（自社利用）利用規定が申込帳票その他の書面に印字されている場合には、最新のBiz APIサービス（自社利用）またはBiz API（自社利用）利用規定の内容を反映していないことがあります。そのため、お客様は、Biz APIサービス（自社利用）のお申込およびBiz APIサービス（自社利用）のご利用にあたり、事前に当行ウェブサイトに掲載された最新のBiz API（自社利用）利用規定をご確認ください。お客様がお持ちの書面によるBiz API（自社利用）利用規定と当行ウェブサイトに掲載されたものが異なる場合、当行ウェブサイトに記載されたBiz API（自社利用）利用規定が優先するものとします。

以上